<table>
<tr><td colspan="2">平成27年３月17日第１回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第３日）</td></tr>
<tr><td>出席議員
（10名）</td><td>１番 向井　正　２番 吉田　豊　３番 田中静雄
４番 原田　希　５番 寺﨑太彦　６番 漆原悦子
７番 井上正宣　８番 吉富　隆　９番 碇　勝征
10番 大川隆城</td></tr>
<tr><td>欠席議員
（０名）</td><td></td></tr>
<tr><td>地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名</td><td>町長　武廣勇平　副町長　八谷伸治
教育長　矢動丸壽之　会計管理者　原槙義幸
総務課長　北島　徹　企画課長　髙島浩介
税務課長　坂井忠明　住民課副課長　福島敬彦
健康福祉課長　岡　義行　建設課長　白濱博己
産業課長兼農業委員会事務局長　江﨑文男　生涯学習課長　吉田　淳
教育課長　小野清人　文化課長　原田大介</td></tr>
<tr><td>職務のため出席した事務局職員</td><td>議会事務局長　鶴田良弘　議会事務局係長　石橋英次</td></tr>
</table>

議事日程　平成27年３月17日　午後１時開会（開議）

日程第１　　一般質問（町行政事務全般について）

第１回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議　員　名	質　　問　　事　　項
5	４番　原田　　希	１．教育行政について ２．新教育委員会制度について ３．子育て支援について
6	３番　田中静雄	１．人口減少問題について ２．三上北地区の道路整備について（請願書提出分） ３．子供達の「いじめ」問題について
7	６番　漆原悦子	１．安全安心の町づくりについて ２．目達原駐屯地ヘリ部隊移設について

午後１時　開議

○議長（大川隆城君）

皆さんこんにちは。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第１　一般質問

○議長（大川隆城君）

日程第１．一般質問。

前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

４番原田希君の質問の第３項め、子育て支援についての第１、これまでの子ども・子育て会議の内容はという質問に対しての執行部の答弁を求めます。

○住民課副課長（福島敬彦君）

皆さんこんにちは。４番原田議員の御質問の内容でございます。３項めといたしまして、子育て支援事業についての①でございます。これまでの子ども・子育て会議の内容はという御質問でございます。私のほうから答弁をさせていただきます。

平成25年９月議会におきまして、上峰町子ども・子育て会議条例を制定いたしております。上峰町子ども・子育て会議をその上に設置しております。これまでの子ども・子育て会議の内容といたしましては、子ども・子育て支援法の制定に伴いまして待機児童の解消加速化プ

ランにまず始まっております。子ども・子育て支援事業計画書の策定を、平成26年度につき協議を現在しておるところでございます。

平成25年度の子ども・子育て会議におきましては、３回の会議を行っております。主な内容といたしまして、第１回目に子ども・子育て支援事業の概要等のまず確認でございます。子ども・子育て支援事業計画策定についての案の趣旨に関する確認事項を行っております。策定スケジュールの検討、それからニーズ調査の児童年齢に関する範囲、必須項目等の確認をまず行わせていただいております。

第２回目におきまして、ニーズ調査の素案をもとにアンケート調査の事項の確認を行いまして、就学前児童保護者、小学校児童保護者、さらに独自の調査といたしまして中学生調査、高校生調査を行うこととなって、今後の子ども・子育て支援事業計画をさらに長期的な子ども・子育て支援事業の重要事業といたしまして検討いたしております。

なお、アンケート調査の件数、回収率につきましては、就学前児童保護者及び小学校児童保護者につきまして約65％という高い回収率を得ることができております。基礎資料として調査内容の集計、分析を私ども事務局、会議、それと専門コンサルタントと協議のもと、まず速報値の作成に取り組んでまいっております。

第３回に速報値の結果をもとに委員に報告を行いまして、目標量、数値等の精査、参酌等を行いまして保育の計画目標量を県、国へ報告いたしております。

その後、平成26年に入りまして２回の会議を現在行っております。25年度の協議の結果をもとに、長期的な子育て展望を加味した上峰町子ども・子育て支援事業計画書――計画案ですね――の中間報告を行い、保育加速化プランに関しましては保育の量の見込み、または確保方策につきまして、さらに事業計画といたしましては基本理念と方向性、子育てを取り巻く環境、施策の展開を位置づけまして、本町に適した子ども・子育て支援事業計画書を策定すべく協議を継続しているところでございます。

第５回の会議におきましては、子ども・子育て支援法の関連３法案を町の条例で定める必要があり、前回の12月議会で上程、審議をお願いし、可決いただいたところでございます。

以上が現在までの上峰町子ども・子育て会議の審議の内容でございます。

本年度３月末には第６回の子ども・子育て会議を予定しております。会議における主要な成果であります子ども・子育て支援事業計画書の最終報告及び策定、成果の確認をお願いし、住民の皆様へ今後、公表をしていくための準備をしているというところでございます。

私からは以上でございます。

○４番（原田　希君）

ただいま、これまでの会議の内容ということで御説明をいただきました。基本的にこの会議というか、支援法、国の新しい子ども・子育ての法律をもとにできているわけですが、基本的にはメーンになる部分というのは待機児童解消の部分ではなかろうかというふうに理解

をしているわけですが、これまで上峰町においてそういった待機児童があるかというような話を何回かさせていただいており、待機児童はありませんということでございましたが、今後、上峰町で待機児童が出るというそういう見込みはあるかどうか、お尋ねをいたします。

〇住民課副課長（福島敬彦君）

原田議員おっしゃいましたとおり、現在のところ待機児童は上峰町内におきましてはございません。しかしながら、当然ニーズ調査等々を求めたところ、大体今後５年間の計画集計を行っておりますが、今後５年間におきましてはニーズ調査の数字ではございますけど、待機児童が出る可能性があるという数字は現在出ておりまして、県、国にまず報告を25年度実施いたしましたところ、待機児童対策の加速化プランということが前提でございましたので、待機児童対策を今後どういうふうに考えていくかということで会議の中でも協議をさせていただいております。

その中で、当然にして上峰町内の保育所では定数が決まっております。ひよこ保育園かみみねのほうが定員120名、ひかり保育園につきましては定員が80名（235ページで訂正）というふうになっておりますので、一応その定数をはみ出たところが広域保育という形で、県内の今、保育所等でいっているところの広域保育事業者と協議をして一応受け入れ体制を整えていただくということで、待機児童を出さないという対策をまず確保していくということで今考えております。

以上でございます。

〇４番（原田　希君）

今、御説明いただきまして、今後待機児童が出る可能性があるというふうに出ているということで、広域保育の話もされましたが、これ以前から私お話しさせていただいているんですが、呼び方としては待機児童予備軍といいますか、いうことで、本当は町内に預けたいけど行けないということで、ここ数年ちょっと正確にはわかりませんが、大体広域に行かれている方というのが50人前後ぐらいじゃないかなというふうに思うんですが、以前、四、五十人程度の方が広域に行かれている、その理由はということでお尋ねをしたときに、ほとんどの方が仕事の都合だということで課長のほうから答弁がありましたが、まずその待機児童というのは、結局ここに行きたいということで申請をして町が保育の必要性があるということで認定をされて――済みません、待機児童はどういった状況に置かれている方を待機児童というのか、ちょっと説明をお願いします。

〇住民課副課長（福島敬彦君）

議員の質問でございます。

待機児童の定義ではございませんが、待機児童というのは先ほど言われましたとおり、保護者等の就労によって保育ができない、保育に欠けるということでの児童福祉法で保育という形で求められる部分が損なわれるという部分を補充するということが求められる児童が保

育児童ですね、それに希望をされていて、それに入れないという形の方を待機児童という形で今のところ定義はそういうふうになっております。

以上でございます。

〇４番（原田　希君）

そういった希望に入れない方が待機児童ということですが、これが例えば広域に行けますよとなって、町内に入れないなら広域でそんならということでなった場合は、これは恐らく待機児童のうちに入らないと思うんですよ。でも、私はそういった本当はここだということで、その施設のキャパが足りなくて仕方なくという――預けられたとしても、それもやっぱり待機のうちに入るんじゃないかなと、私の感覚としては思うわけなんですよ。

昨日、同僚議員の質問へ回答されていた中で、ニーズ調査の結果で一番多かったのは保育施設の充実と、保育園関係の回答が一番多かったということでございますが、そうであるならもう少し町内の保育の充実を図るべきだというふうに思いますし、もっと言えば、それこそ既存の園の拡充であるとか、そういったところを町としても支援をしていく、それからいろんな協議をしながら拡充させていく、または新しく保育園をつくるとか、どっかから誘致してくる、そういった対応が必要ではないかというふうに思うんですが、この点いかがでしょうか。

〇住民課副課長（福島敬彦君）

原田議員の御質問です。まさしく議員おっしゃるとおりでございまして、町内のほうの保育園のキャパが足りないという事実は、これはもう隠せ得ない事実でございます。

そこで私どもも現在取り組んでいるところでございまして、まず確保策の一つとしては広域に出す、出すっていう言い方は本当に失礼なんですが、広域へ行っていただいているという部分が１つ、それと、ひかり保育園さんには保育の定数を何とかふやせないかというような働きかけを今現在行っております。それと、ひよこ保育園さんにつきましても当然にして、ひよこ保育園さんがもとの上峰町の施設でございまして、貸借物件でございますので、なかなか改築等が防衛施設局の補助のためにできませんので、改築等はできないながらも軽微な改築はできるということで、防衛施設局との調整をとりながら、今度１部屋、壁を取って教室をつくるということで今、事業に取りかかっているところでございます。そういった、私たちにできる努力をしながら、町内で受けられる児童をふやすという努力はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〇４番（原田　希君）

そういった努力をしていただいているということは大変ありがたいなと思います。広域についても、そんなに年々ふえているかどうか、ちょっと済みません、わからないんですけど、それなりに数が多いなというふうに思いますし、恐らく広域にある保育園もやっぱり地元の

方を優先されるんじゃなかろうかというふうに思います。そうなってくると、せっかく上峰に住んでいただいて子育てをやっておられる方がそういった――うちは若い町ということで、本当にふだんから町長も言われるとおり子供も多いという町でございますので、せっかくここに住んで子供たちを育てている皆さんが、そういった生活しにくいなと思うようなことがないように取り組んでいってもらいたいというふうに思っております。

それから、済みません、子ども・子育て会議なんですけど、今度26年度中に子ども・子育て支援計画ということで策定に向けて最終的な詰めをされている状況だということでございますが、まずもって、この計画はもう27年度からこれに沿って事業を始めていかなければならないんじゃないかと思うんですが、26年度はもうそんなに、あと何週間かしかありませんが、26年度中にこの計画が策定できるのかどうか、お尋ねをいたします。

○住民課副課長（福島敬彦君）

議員の御質問でございます。策定ができるかということでの御質問でございます。

現在のところ、26年度３月26日ぐらいをめどに最終調整をいたす予定でございます。今、実際、私たち事務方、それと専門業者、コンサル等々とも最終詰めをやっておりまして、26年度末には実施事業計画書の策定ができ、公表をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○４番（原田　希君）

わかりました。そしたら子ども・子育て会議なんですけど、支援計画ができたらそこでなくなってしまうものなのか、それとも引き続き計画の進捗などをさまざま、そのほかにもいろんなニーズ等出てくるかと思いますが、そういった引き続き会議が継続されるのか、お尋ねをいたします。

○住民課副課長（福島敬彦君）

会議につきまして、今後継続されるかどうかという御質問でございます。

国といたしましては、子ども・子育て会議、親の国の会議もございます。その会議は今年度で大体終了ということにはなっておりますが、また次の御質問のときにもちょっと御説明したいと思っておりましたけど、次世代育成推進法という前身の法律がございます。その法律がまた５年計画ということで継続されるということになりましたものですから、そういった、要するに今度は実施に向けて、計画に沿って実施をちゃんとして、どういうふうにしていったら実施に向けていけるかということで、町といたしましてはこの子ども・子育て会議自体はせっかく委員さん、メンバー揃っていただいておりますので、継続して審議の場として設けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

第２番目の子ども・子育て支援計画の具体的な中身はという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○住民課副課長（福島敬彦君）

そしたら、原田議員の次の御質問でございます。②になります。子ども・子育て支援計画の具体的な中身はという御質問でございます。私より答弁させていただきます。

子ども・子育て支援計画書の具体的な内容でございますけど、まず計画の位置づけとしまして、国より示された子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画書の基本指針に基づきましてまず取り組みを推進するということでございます。計画の基本といたしましては、上峰町まちづくりプランや関連分野別の計画との整合性、連携を図るものであります。町といたしましても、現在大きな問題であります急速な少子・高齢化へと変化する一方で、待機児童の問題、それから核家族化の進展、地域とのつながりの希薄化等が指摘を受けているところでございます。このことを受けまして、教育、保育の安定的で質の高い保育サービスの確保、多様な子育て支援のサービスの充実が明確に顕著化されていると認識をしているところでございます。

これらの課題に対しまして、子ども・子育て支援事業計画によって町の人口構造、児童人口の推計、出生率の動向、家族や地域の状況等々を早急に推計いたしまして、まずは子育て支援事業の第一の課題であります待機児童を出さないための対策、確保策を定めてまいります。

さらに、平成15年度には次世代育成推進法が制定をされております。家庭、事業者、行政が一体となり、今後の次世代を担う子供たちへの支援対策を迅速に推進するということを義務づけられており、次世代育成支援事業の対策の後期行動計画書の策定を前身にしておるところでございます。平成26年度から次世代育成推進法の継続ということが、先ほども御説明をちょっと差し上げましたが、政令におきまして決定をされているところでございます。

このことを踏まえまして、子ども・子育て支援事業計画の中に、待機児童対策のほかに、子育て支援策の一環としては外すことのできない保護者への仕事と子育ての両立支援の環境づくりとしての保育以外での子育て支援のあり方を、計画策定に当たり盛り込んでいきたいというふうに考えております。

さらには、学童の待機児童対策としての放課後健全育成推進事業等も考慮しまして、生涯学習、学校教育の一環であります放課後子ども総合プラン等につきましても計画書の内容に取り入れていきたいというふうに考えております。このような子育て支援に係る事業を集約させまして、子育て支援事業の計画を創設したいというふうに考えております。

なお、計画策定に当たりましては子育て支援担当課のほか、関連事業の所管課、教育委員会、さらには小・中学校、保育事業所、地域住民であります保護者の連携が今後の計画策定後の行動に向けて必要不可欠になると思われます。計画の核心といたしまして、子供が健全

に育ち、親が安心して子供を産み育てることができる町を、この子ども・子育て支援事業計画書を柱として実施をしていく所存でございます。

　以上でございます。

〇４番（原田　希君）

　今、計画の内容ということでお話しいただきました。

　きのうから私、一般質問させていただいて、教育長さんのほうにいろいろと質問をさせていただきましたが、今、副課長のほうから説明いただいて、私が今回質問で言いたかったことというのは、今の説明聞いてもそうなんですが、結局今後の子供たちを育てる環境の核になるのは、私はやっぱり教育長なんじゃないか、新教育長として、この子育て会議も今後支援計画ができてからもその実施の状況を見守るために存続をされると、その中でも教育長は現在会長として仕事をしていただいておりますし、学校教育やらそういった部分においても新教育長としてたくさんの責任をこれから負われるわけでございます。ですから、本当に今後の上峰町の子供たちを育む環境というのは、やっぱり教育長にかかってくるという思いで、私、きのうから御質問をさせていただいております。このことについて教育長のほうから、そして町長のほうからも子供たちを今後育てていくに当たりまして、私はそういうふうに思うんですが、お二人、どういったふうにその点お考えになられるかをお尋ねいたします。

〇教育長（矢動丸壽之君）

　皆さんこんにちは。また、よろしくお願いいたします。原田議員のただいまの質問にお答えさせていただきます。

　確かに、この子ども・子育てというのは、教育にも大きく絡んで、特に幼児、児童が絡んでまいりますので、教育委員会の範疇にも非常に重きをなすものだと思っておりまして、そしてまた昨年の７月でございましたけれども、たしか私どもの手元に放課後子ども総合プランについてという形で文書もいただいておりまして、放課後子ども児童クラブの、それから子ども教室、要するに福祉関係の分野の、これを一体化した、そういう総合プランというものを取り組むような形で児童の保育の関係をまとめていこうということの文書が来ております。平成31年度ぐらいまでには、ある程度目標をつくっていくようにということも出ておりますので、今後、先ほど住民課副課長が申し上げましたとおり、この子ども・子育て会議は継続されていくものだと思っておりますので、その中で十分検討していきたいというふうに思っております。

　放課後児童の育て方というのに、一つには、もし上峰の小学校で空き教室ができたらそれで子供たちを集めてたくさん入れることができますけれども、ちょっと今のところ31年まで現在の21学級から減る見込みはございませんので、そういう状況の中でどのようにして一体的に放課後児童の保育をやっていくかということも十分検討させていただきたいと思いますので、これは間違いなく取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

〇町長（武廣勇平君）

原田希議員の、子ども・子育ての今後の支援事業等における中心が教育部局か町長部局かというお尋ねであろうと思いますが、先ほど来、待機児童の解消で今回の子ども・子育て支援法に基づいて、先ほど住民課副課長申しました保育所については上限緩和を行ったり、保育施設の面積要件であったり、保育士の人数要件であったり、そうした問題を解消するための緩和策をやっていただいているところでございますけれども、またあわせて地域型保育についても待機児童の解消をするためにゼロ歳から２歳の保育を行っていきたいということで、これは住民課の所掌している事務であるというふうに理解をしております。

また、今後の子ども・子育て支援事業計画に含めていく、次世代育成支援対策推進法に基づく後期行動計画を前身にした町独自のソフト事業等のあり方についての子ども・子育て会議については、やはり子ども・子育て支援の分野については主に町長部局で持つことになろうと、先ほど教育長申し上げました、放課後健全育成推進事業等に含まれます放課後子どもプランの中身を取り入れるという部分に限っては教育委員会の所管になるものだというふうに理解をしております。

〇４番（原田　希君）

そういったことで事務的に細かく分けていけばそういうふうになってくるかもわかりませんが、私としてはきのうも言いましたとおり、子供たちを育むということに関して言えば一つではなかろうかというふうに思いますので、しっかりとそこは、きのうも言いました、連携を密にして子供たちを育んでいかなきゃならないというふうに思っております。

教育長が初めて教育長になられたときに、そのときも私、所信をお伺いしたんですが、そのときに、教育は100年先の夢を描くことだということで言われました。私はまちづくりについてもそうだと思いますし、子供たちを育てるという意味でも、やはり50年先、100年先、そのぐらいの先を見通す勢いで先を考えていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、とにかく私自身は、４月から教育長の権限というのが本当に大きくなりますし、責任ももっともっと重くなるというふうに思っておりますので、しっかりと頑張っていただきたいなというふうに思っておりますので、最後、その意気込みをお聞きして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

〇教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの原田議員の質問です。ありがとうございます。浅学非才でございますけれども、とにかく、町の宝である子供たちのことにつきましてはしっかりと頑張って取り組んでいきたいと、そのことにつきましてはどうぞ議員の皆様方、御指導、御鞭撻をよろしくお願いしておきたいと思います。頑張らせていただきます。ありがとうございます。

〇議長（大川隆城君）

よろしいですか。

以上で４番議員の質問が終わりました。

次に進みます。３番田中静雄君お願いいたします。

〇３番（田中静雄君）

皆様こんにちは。私は３番田中静雄です。きょうは議員になって初めての質問ということでございます。議員として勉強不足ではございますが、何とぞよろしくお願いをいたします。

では早速、私の質問事項についての説明を行います。

まず１番目に、人口減少問題であります。

これは先ほどの町長様の施政方針の中にもありましたけれども、これから人口減少の問題、少子・高齢化社会がやってくるということでございました。私もそう思っております。新聞紙上でも、かなりの欄を割いて人口減少問題が論じられております。これは何十年か先になると思いますけれども、全国の多くの地方自治体が消滅するだろうと言われております。まだ上峰町ではそういう段階に入っているのか入っていないのか。入っていないかもしれませんけれども、いずれはやってくると。必ずやってきますと思っています。

そこで、この人口減少問題について、(1)として、本町、上峰町の人口は既に減少の域に入っているんではないだろうかと自分では思っております。そこで、町長はどういう認識をされているのか、お伺いをいたします。

(2)番目ですけれども、上峰まちづくりプランの中で、平成33年度の上峰町の総人口の目標は１万人ということで上げられております。これは24年に発行された上峰まちづくりプランのものでございますけれども、その24年以降、今まで目標に向かってどのような取り組みをされてきたのか。さまざまな取り組みがあると思います。その取り組みの内容、どういう施策が上げられるのか、お伺いしたいと思っています。

それから、(3)人口増を目指すためにはいろんな施策があると思いますけれども、その一つの手段として上峰町で働いてもらう。雇用対策というのが必要と思いますけれども、それの既存の会社の設備投資、または新規事業の誘致等に対してどういう働きをされたのか、その結果はどうなっているのか、その辺のお伺いをいたしたいと思います。

次に、(4)番です。これも人口増の手段として、家族が安心して暮らせる場所、つまり住宅地の形成が必要でございます。このことについてどのような取り組みをこれからされていくのか、この辺もお伺いしたいと思います。

それから、質問事項の２番目、三上北地区の道路整備についてでございます。

これは平成21年に請願書の提出をしました。私は区長をしておった関係で、代表としてこの請願書を出した張本人でございます。今まで過去の議会で、議員さん方の質問が何回かございました。昨日も議員さん方からの質問でいろんな道路整備とかの質問がございましたけれども、私が提出した張本人でもございますので、これは避けて通るわけにはいきません。

それから、今、27年ですから、何年かたっています。その後、どういうような進捗状況になっているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、３番目の子供たちのいじめの問題についてでございます。

私はことし３月いっぱいまでで約５年間、上峰中学校の評議員をさせてもらっています。学校の、特に中学校の教育の問題、これにはかなりの関心を持っているつもりでございます。また、町長さんを初め、上峰以外の住民の方からもいろんなお話を聞きますけれども、上峰町は町長さんが教育問題で非常に熱心でよかねという声を聞きますけれども、非常に教育問題に対しては努力されているということで感謝をいたしております。

ところが、なかなか表面に出てこない、実際にはいじめがあるんじゃなかろうかと自分では思っています。いじめというのは大人の社会でもあります。どこの社会に行ってもあります。必ず子供たちのいじめというのは大なり小なりあると思います。その辺の実情はどうなのかということを(1)番でお尋ねをいたします。

それに関連して、(2)番ですけれども、児童・生徒たちの不登校はないのか、その辺もあわせてお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、人口減少問題について、その第１、本町の人口は既に減少の域に入っていると思うが、町長の認識はどうかという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

田中静雄議員のお尋ねでございます。質問事項１、人口減少について、(1)本町の人口は既に減少の域に入っていると思うが、町長の認識はということでお尋ねがございました。

住民課から以前いただいた平成26年度の上峰町の人口を見ますと、12月末日が3,369世帯、平成25年が3,309世帯、１月末日が3,371世帯、平成25年が3,314世帯、２月末日が3,361世帯、25年が3,320世帯、３月末日が3,385世帯、25年が3,332世帯です。４月3,393世帯、25年が3,332世帯、５月3,394世帯、25年が3,331世帯、６月末日が3,394世帯、25年が3,339世帯、７月末日が3,391世帯、25年が3,344世帯、８月末日が3,399世帯、25年が3,352世帯、９月末日が3,393世帯、25年が3,356世帯、10月末日が3,397世帯、25年が3,364世帯、11月末日が3,398世帯、25年が3,368世帯と、全て増加をしております。

これは世帯数でありまして、人口のほうを見ますと、12月末日が9,610人、25年が9,557人、１月末日が9,624人、25年が9,565人、２月末日が9,617人、25年が9,581人、３月末日が9,591人、25年が9,580人、４月末日が9,604人、25年が9,589人、５月末日が9,614人、25年が9,579人、６月末日が9,613人、25年が9,593人、７月末日が9,594人、25年が9,605人、８月末日が9,600人、前年が9,628人、９月末日が9,571人、25年が9,619人、10月末日が9,565人、25年が9,617人、11月末日が9,558人、25年が9,609人と、人口で見ますと12月末日から６月末日

まで増加しておりますが、下半期は減少傾向にあるというような状況で、単年度を見ますと増減が分かれておりまして、お尋ねの減少の域に入っていると思うがということで私の認識を問われておりますが、そういうことであれば、総合計画の上峰町の概況に記しております人口の推移、この傾向について記載している部分について申し上げさせていただきたいというふうに思います。

総人口9,224人で、増加傾向で推移しているが、伸びどまりの傾向にある。年少人口比率、老年人口比率を見ましても比較的若い町だが、少子・高齢化が確実に進行していると。具体的に言いますと、総世帯数は増加傾向、１世帯当たりの人数は減少傾向、そういうまとめを総合計画ではされているところでございます。

しかるに、減少の域に入っているかということで問われれば、総合計画上はこのような回答になるということで御理解いただければと思います。

○３番（田中静雄君）

世帯数はふえている、総人口は頭打ちか若干減っているという御説明でございました。私もそのようには認識しています。要は小家族化が進んでいるということだろうと思います。

では反対に、昨年までかなり人口が伸びてきたと思います。ある程度鈍化したと思いますけれども、その辺のことは質問状に書いておりませんけれども、聞いてもよろしいでしょうか。

○議長（大川隆城君）

はい。

○３番（田中静雄君）

そしたら、今まで過去、人口がどんどんどん伸びてきていますけれども、その伸びた原因というのは何だったんでしょうか、その辺の認識をひとつお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

少し私の言葉足らずで、議員の御理解に私の認識と少し違うところがございました。総人口につきましても現在のところは増減を繰り返しておりまして、先ほど減少傾向にあると申し上げましたのは、１世帯当たりの人数でございます。しかしながら、将来推計を見ますと、間違いなく今後は減少の予測がされているということは申し上げさせていただきたいと思います。

また、お尋ねのこれまで人口がふえてきた理由につきましては、コンパクトなまちづくりを先達の皆様方が意識してこられたこと、そして、必要な社会資本を整備し、住宅地の生活環境を下水道等を布設しながら整えてきたこと、これに尽きるんじゃなかろうかというふうに思っております。

○３番（田中静雄君）

私が思うには、今まで、昨年ぐらいまで人口がかなりふえてきたというのは、１つには

インフラ整備だと思います。下水道の完備だと思います。それと、昔のサティを初め、いろんなショッピングセンターができて非常に便利になった、住みやすい町になったというのが非常に大きかったんじゃないかと思います。それのおかげと言っても過言ではないと思いますけれども、そういう状況下で上峰町はどんどん発展してきたものと思います。

これからさらに発展するためには、平成33年には１万人という目標があります。その目標に向かって、27年度の施政方針でもありましたけれども、上峰人口ビジョン、上峰版総合戦略ということが町長さんのほうから上げられておりますけれども、この辺は平成27年度中にやるということでしたけれども、27年度といっても今から１年もあります。できるだけ早くこの辺はプランを立てて、即、計画を立てて実行に移してもらいたいと思いますけれども、できるだけ早くお願いしたいと思いますけれども、町長さんの御意見をお伺いいたします。

○議長（大川隆城君）

ちょっと待ってください。議員にお尋ねします。ただいまの質問につきましては、２番目の項に入っているかと思いますが、もう２番目の項に入ってよろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

じゃ、そういうことで答弁をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

大変申しわけございません。まだ私が申し上げたいことが十分伝わっていないと思いますが、昨年度におきましても人口減少局面に入っているわけではないということを申し上げさせていただきたかったわけであります。

また、今回の地方創生事業につきましては、国全体で策定期間を設け、28年度からの事業実施をする必要性を言われております。先行事業として、現在、平成26年度の先行型事業と消費喚起型の事業はさきの補正予算で皆様方に御承認いただいたとおりでございますが、定住促進を図るための本格的な地方総合戦略につきましては、これから地域経済分析システムを活用して、まさに今、議員が言われました私どもがこれまで議論してきたことを大きく変える、そういう経験と勘に基づく定住促進策ではなく、人口マップであったり、観光マップであったり、自治体比較マップをつくったり、産業マップを見える化したビッグデータをもとに、どういう理由で人口減少が起きているかということを、例えば、人口マップでは人口流出の現状を男女別、年齢層別に把握することにより、現実的かつ効果的な人口流出防止策を検討することができるようになります。これは花火図といいまして、自治体から自治体への転入転出の図が見える化されることで、どの地域にどういう人口が移っているか、それを確認することができるわけでございまして、経験と勘に頼った町政運営でなく、今後につきましては、具体的な数字をもとに優先度を決めながら、施策についても、定住促進策についても、子育て支援策についても考えていくべきだろうというふうに考えておるところでございます。

○３番（田中静雄君）

先ほどの質問で、何しろ初めての分もありまして非常に混乱いたしましたけれども、次の項目に若干入ったようでございます。深くおわびいたします。どうも済みませんでした。

この(1)番の質問のことでは、これからも必ずやってくる人口減少の問題に対しては、行政が一体となって取り組んでもらうことをお願いして、この項の質問を終わります。

○議長（大川隆城君）

議員にお尋ねします。２番目の項まで入っておりますので、その関係であれば続けて質問をお願いしたいと思いますが。

○３番（田中静雄君）

２番目の人口増に対する取り組みですけれども、平成33年度には１万人ということでございますけれども、実際に上峰町がそれに向かって取り組まれた施策というんですかね、どういうものがあるんだろうかということでお伺いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

○企画課長（髙島浩介君）

皆さんこんにちは。先ほどの田中議員の御質問の中で、人口減少問題についてというところの質問要旨２、平成33年度の総人口の目標は１万人と設定されているが、目標に向かっての取り組みはどのような施策が上げられるかという御質問にお答えをいたします。

先ほどからお話があっております上峰まちづくりプラン、こちらの中で平成33年度の町の人口目標ということで１万人の設定をしております。この設定につきましては、先ほど町長のほうが申し上げたとおり、人口の予測としては減っていく中で、魅力のある町として将来的に町外から転入者が増加し、人口１万人の町を目指すべきということで、この人口目標を設定しております。

このまちづくりプランを設定いたします上で、町民の声を幅広く反映させ、町民が求める上峰町の姿というものを具体化するということで、町民アンケートのほうを実施いたしております。その結果としましては、先ほどからお話が出ておりますが、「まちの魅力」の調査では、上下水道などの生活環境施設が整っているということがほかを引き離しまして第１位でございます。続きまして、町民の満足度の調査の中でも最も満足度が高いものが「下水道の状況」ということで、下水道の完備が上げられております。また、今後のまちづくりについてということで、将来的なことで町民が望むものの調査結果につきましては、「快適住環境のまち」が第１位で、第２位が「健康・福祉のまち」という結果が出ております。この結果に基づきまして、本町のまちづくりプランの施策の方針の第１番目「美しく安全な生活環境のまち」ということで、下水道の整備、長寿命化などをうたっております。また、２番目としましては、「だれもが元気になる健康・福祉のまち」ということで、保健・医療・福祉体制の強化を図ると上げております。

ほかにも各課からいろいろな事業が記載をされておりますが、これらも並行しながら、先

ほど上げました２つを住民ニーズの高いものの政策の柱として推進しますことが町の魅力のアップとなりまして、人口増加につながる施策かと企画課のほうでは思っております。

以上で答弁を終わります。

〇３番（田中静雄君）

先ほどの答弁の中で、福祉の問題、いろんな施設の問題、いろんなことが上げられましたけれども、これは24年に１万人ということで設定されましたけれども、その後の政策というのが、それ以前からのいろんな施策が続けられているだろうと思います。この辺はこれからもさらに人口減少が必ずやってくると思いますけれども、それをできるだけ歯どめをかけて、人口減少のカーブが少しでも持ち上がるような対策をこれから行政一体となってやってもらいたいと思います。

この項目に対しては終わりたいと思っております。

〇議長（大川隆城君）

次に進みます。

第３番目の項目であります人口増の手段として雇用対策が必要と思うが、設備投資、新規企業誘致等の働きかけとその結果はという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

〇企画課長（髙島浩介君）

田中議員の質問要旨３、人口増の手段として雇用対策、働く場が必要と思うが、設備投資、新規企業誘致等の働きかけとその結果はということでの御質問にお答えをいたします。

企業誘致につきましては、ホリカワ産業の跡地をメガソーラーの用地ということで現在貸し出しをしております。現在、町のほうでは大規模な企業誘致を行うような工業用地は保有をいたしておりません。

現在の取り組みとしましては、町内で企業が進出できるような土地、こちらのほうをリストアップしておりまして、進出のお話がありました際に、現地の説明、また、案内等をやっておるということでございます。また、町内で売却や貸し地をしたいというようなお話がありました場合には、県の企業立地課、こちらのほうにもお願いして登録をいたしまして、県及び本町のホームページなどで全県的にＰＲをさせていただいております。

また、進出企業への固定資産税等の優遇措置ということで、上峰町企業誘致条例、こちらのほうを策定しております。こちらにつきましては、町のホームページに掲載いたしまして、企業進出等のお話があります企業には説明をし、ＰＲを行っておるところでございます。

新規進出の企業はもちろん、町内での増設等につきましても、従業員数の増加などの条件を満たしていただければ優遇措置を受けられるというような形をとって、現在、雇用の創出に向けて取り組みをしておるところでございます。

平成26年度につきましては３件ほど企業立地のお話がありまして、現地への御案内、また、地権者の御紹介などを行いましたが、双方の条件が相整いませんで、企業の立地には残念な

がら至っていないというような状況でございます。

以上で答弁を終わります。

〇３番（田中静雄君）

企業の誘致に対しては、それぞれ行政のほうとしても頑張っておられるということで、まだ実際には企業が上峰町に進出するということは決まっていないということです。

上峰町だけではなくて、ほとんど日本全国の地方自治体というのは企業の誘致を行っています。企業というんですかね、事業所の誘致を行っています。その誘致をするためにいろんな方法があると思いますけれども、地方自治体特有のＰＲも行っております。それと、誘致をするためにさまざまな助成といいますかね、例えば、企業がここに来ました、それに会社を建てるということになれば、その周辺の道路の側溝はその自治体で整備しますよとか、法人税は半分でいいですよとか、いろんな手法を使って企業誘致に励んでおります。私がなぜそういうことをくどく言うかといいますと、どうしても上峰町がしっかりした財政を築くためには、行財政の改革はもちろんでございますけれども、働く場というのが大事なんです。働く場をつくることによって税金も入ってくるし、人も集まってくる。人が集まるということは、税金も入ってくる。車を買えばいろんな税金も入ってくるということで、財政が潤ってきます。

そういうことで、今まで企業を誘致していく中で、上峰町のこういう面がいいですよ、こういういいところがあるので来てくれませんかと、どうですか、考えてくれませんかということで上峰町特有のＰＲというのはどういうことが上げられるんでしょうか、お願いします。

〇企画課長（髙島浩介君）

ただいまの議員の上峰町特有のＰＲということで御質問でございますが、本町におきましては、今、企業のほうに引き合いがあった場合には、高速のインターが割と近いというところと、久留米、佐賀、また福岡都市圏にもかなり近いというところをＰＲしております。それと、従来までは先ほど触れました企業誘致条例の中で生産工場のみの固定資産税の減免ということにいたしておりましたが、鳥栖市あたりも高速のインターが近いということで、物流基地というような考え方で倉庫業等につきましても企業誘致奨励金の対象とするということで緩和をされております。上峰町につきましても、製造業だけでなく、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業などにも企業誘致の枠を広げておるところでございます。

私からは以上でございます。

〇３番（田中静雄君）

いろんな上峰町のこういうところはいいですよというＰＲの事例を挙げられました。それはごもっともだと私は思っています。

人口増を図るためには、今、地方創生ということで言われておりますけれども、人口対策としては、金頼みの政策というのは限度があるということが言われております。今、そうい

うことは上峰町にはないようですけれども。というのは、例えば、保育料の無料化とか、住宅購入時の補助金とか、子育て支援策とか、入院費の、例えば何歳までなんですかね、小学生か中学生か、そういう無料化とか、それから、特定不妊治療に対して助成を行うとか、そういういろんなことに対しての金頼みの人口対策というか、そういうことで上峰はいいですよとＰＲするというのは非常に限界があるということがある新聞にも載っておりました。

そういうことをやるということは、それぞれの地方自治体同士の人を集める争奪戦になってくるわけですね。争奪戦にほかならない。それよりも、雇用創出を図るためには、やっぱり企業を呼んでもらわにゃいかん。上峰町だけじゃなくて周辺のみやき町、吉野ヶ里町とか関係ありますけれども、上峰町としてもしっかりこれからの企業誘致に対して取り組んでもらいたいと思います。

これでこの項についての質問を終わります。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

第４項目の人口増の手段として家族が安心して暮らせる場所、住宅地の形成を促進する必要があると思うが、その取り組みについてという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（白濱博己君）

３番田中議員の質問事項の人口減少問題についてということの４番目、人口増の手段として家族が安心して暮らせる場所、住宅地の形成を促進する必要があると思うが、その取り組みはということで回答させていただきたいと思います。

昨年の議会だったと思いますけれども、定住化対策の関係でということで町長さんからのお言葉もあったと記憶はしておるところでございますが、私につきましても、今までの上峰町の人口がふえた要因として考えられることは、コンパクトなまちづくりの形成に努めてきたことによるものと思っておるところでございます。半径１キロ以内に公共施設並びに病院、住宅団地の形成、あるいは商業施設と、極端に申しますと、駅以外はある程度全て整った町として、また、今後も民間誘導ということを含めた対策によって、住民、家族が安心して暮らせる場所たる町となるのではないかということで考えておるところでございます。今までの教育関係の充実なり、あるいはまた医療費助成などの住民サービスももちろんと認識をしておるところでございますが、その中の一要因といたしましても、先ほど企画課長のほうからも申されたと思いますが、道路整備及び上下水道の整備ということが進んでいたためではなかろうかと考えておるところでございます。

さて、建設課といたしましては、特に先ほど申しました下水道事業につきましては、平成元年から整備を行いまして、平成16年度をもって全地区が供用開始となり、当時は県内でもいち早く普及率が100％となったため、生活環境の整備が進みまして住宅開発が盛んに行われて人口がふえてきたということで認識しておるところでございます。そのため、さらなる

住宅地の形成を図るためにも、道路整備や上下水道の整備が前提になると考えておるところでございます。道路整備につきましては、一定の要件が合致いたしますれば補助事業での整備が可能となるわけでございますが、上下水道の整備につきましては補助事業がございません。町単独の事業費によって実施するということになるわけですけれども、限られた財源の中でできるだけ町費の負担を少なくして整備するためには、民間活力というのを活用しながら、大規模開発が行われる際には道路整備は補助事業による整備と、上下水道につきましては民間活力を活用した形で整備していくことが必要じゃなかろうかと考えておるところでございます。

　また、本町では都市計画区域を設定しておるところでございますが、住宅を建てる際には建築基準法によりまして建築確認申請が必要となるわけでございますけれども、基本的に４メートル以上の道路に接している場合ではございますが、建築確認の許可が下りません。そのためにも道路というのは本当に必要なことだと思っておるところでございます。そして、重要な基幹道路からのアクセスが悪いと住宅地の形成促進は難しいと考えております。まず、町内を走る基幹道路までのアクセス道路の整備が今後も必要になってくるかということで建設課としては考えておるところでございます。

　以上でございます。

○３番（田中静雄君）

　先ほど課長さんの説明された、そのものずばりだと私は思っています。新幹線ではありませんけれども、道路整備が完備し、道路整備をよくすることによって不動産会社とか民間会社が入ってきます。道路が悪いのに人は寄ってきません。そういうことで、これからも財政的には非常に苦しい面があると思いますけれども、計画的に道路整備は精力的に取り組んでもらいたいと私も思っております。そうすることによって民間会社の住宅進出も入ってくる、人口もふえてくる、それで住みよい住宅地が形成されていくということになろうかと思います。それがやがては人口減少に歯どめをかけることになると思っておりますので、精いっぱい頑張ってもらいたいと思います。

　では、この項目に対しては質問を終わりたいと思います。

○議長（大川隆城君）

　お諮りをいたします。３番議員の一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

　御異議なしと認めます。したがって、14時30分まで休憩いたします。休憩。

午後２時15分　休憩

午後２時29分　再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

ここで田中議員にお伺いいたします。先ほどの建設課長の答弁の中で補足説明をしたいという申し出があっておりますけれども、許可してよろしゅうございましょうか。（「結構です」と呼ぶ者あり）

それでは、建設課長お願いいたします。

○建設課長（白濱博己君）

貴重な時間をどうも済みません。私の先ほどの答弁の中で、上峰町内が都市計画区域を設定しているということで申し上げました。指定しているのは間違いございませんが、この区域といいますのは、上峰町全域を都市計画区域に設定しているということで、その中の用途地域、例えば、市街化区域とか調整区域とか農用地区域とか、そういう用途の区域の線引きはしておりません。区域の設定ということで誤解があってはならないと思いまして、ここで補足説明をさせていただきました。おわびと補足説明ということにかえさせていただきたいと思います。済みませんでした。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

第２項目、三上北地区の道路整備について、平成21年に提出された請願の進捗状況はという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（白濱博己君）

３番田中議員の２番目の三上北地区の道路整備についてということで、１番目の平成21年度に提出された請願の進捗状況はということに対してお答えしたいと思っております。

議員御指摘の三上地区の道路整備についてでございますが、平成21年９月の採択ということで大変お待たせしているところでございます。大変申しわけなく思っております。

この町道につきましては３路線ございまして、町道三上２号線とヤクルト住宅１号線が北部の東西を横断している町道の整備、それから、三上北南北１号線といいますのが三上北地区を南北に縦断している町道並びに中ほどに公衆用道路ということで、まだ町道には認定しておりませんが、その３路線の既設の道路整備ということで認識しておるところでございます。

昨日の請願の質問でも回答をしておりましたが、ダブるところもあるかもしれませんけれども、この道路整備につきましては、実は平成24年度にその事業費なり路線の概略の設計ということで業者のほうに委託をしておるところでございます。その委託の結果、この３路線につきましては、全体事業費で約109,700千円というふうな事業費が出ておるところでございます。この事業につきましては、幅員は５メートルというふうなことでの設定をしておっ

たところでございます。その後、この事業費をもとに、補助率の高い防衛関係の補助での事業に向けてということで現在までも協議しておるところでございますが、きのう申しましたように、ほかの三上地区の道路整備とあわせましたところでの路線の整備を防衛省のほうと今現在協議しておるところでございます。

防衛省での採択というのがまだ不透明でございまして、この路線は防衛省の補助でしますとか、できない場合の路線につきましては交付金等で対応するといった手法もあるかと思っておりますけれども、計画する段階では、町の財政のほうとの協議なり補助事業の申請、そしてまた、調査測量設計というのがまず必要であると認識しておるところでございますし、また、一番大切なものは地元の地権者、地元の協力、同意ということが大きな要因となるわけでございますが、幸いこの路線につきましては当時の全員の同意があっておるところでございまして、そういう場合においては、今後、予算、財政面での協議を行っていくつもりでございます。差し当たっては、この３路線につきましては、まず南北の道路、延長が約500メートルほどございますが、その整備を行っていかなければならないと認識しているところでございます。

今後につきましても、先ほど申し上げましたように、財政負担をなるだけ少なく済むような方法なり、また、補助事業の採択の条件などを見た上で今後進めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○３番（田中静雄君）

先ほど課長さんのほうから答弁をいただいたとおりで、町道が２本、もう１つ、農道といいますかね、町道になっていない分が１本ございます。計３本の道路でございます。これの請願をするに当たってのいきさつというんですかね、その辺を若干お話をしておきたいと思います。

たまたま私が区長をしておった関係で、この三上北地区の道路について何とかしてもらわんと困るということで、それなら請願書を出そうかということで請願書を出した次第です。地権者が三上住宅に全ておられるとは限りません。財産贈与で、あちこち散らばっております。そこで、久留米に行ったり、佐賀市に行ったり、鳥栖市に行ったり、一番遠いところは広島県の西条市の方がおられます。広島県までは行きませんから、その方はたまたま佐賀のほうに帰ってこられたときにお話をいたしました。そういうことで、100％まではいきませんけれども、ほぼ100％に近い地権者の賛同を得ております。中には、田中さん、よう思い立ってくれた、ようやってくれた、これからも頑張ってください、幾らでもセットバックするから、そのときは相談してくださいという御意見もございました。

それで、現状はどうかということですけれども、非常に財政面に問題がありましてなかなか進んでいないという状況でありますけれども、先ほど来の質問ともかなり関係してきます

けれども、御存じのように、三上北地区というのは中央部が空洞化をしております。空洞化をしております。家を建てようにも、宅地にしようにも現状ではできないんです。なぜできないのか。ということは、道路がないんです。それと、排水ができない。家を建てても、その雨水を流すところがないんです。ということで、昨年ぐらいから住宅メーカーさんの進出がありましたけれども、そのときでも雨水の排水のことに対してはすったもんだいたしました。余り時間がございませんけれども、通常、家を建てる場合は、ここに家を建てるからということで建てる人が、ここに排水溝を流すけん、よかろうもん、お願いしますよ、頼むばいということでその周辺の同意を得て、そこで初めて、区長さん、生産組合長さんのサインが必要になってくるんです。ところが、ここに家を建てる、排水はここに流す、これで区長さん、生産組合長さんのサインをくれということで来ましたので、この小さな排水溝に流すことには私は責任は持てませんということで相当、何カ月間すったもんだしたことがありました。だから、排水するところがないということで、これからも三上の区長さんは相当苦労されると思います。私ももし区長だったら責任を持てません。そういうことで、家を建てようにも建てられない。先ほど言ったとおり、道路がない、排水するところがないということでした。

　そこで、私の提案でございますが、財政的に非常に苦しいということはわかっております。だけれども、これを一遍にやろうと思うたらなかなかできるものではありません。少しずつ計画的に、まずは南北の道路からしてもらえんだろうかなという考えを私は持っています。南北の町道を少しずつ、１年に50メートル、100メートルでも結構です。そうすることによって、あとは南北の道路ができて、排水路ができることによって、あとは東西の道路というのは民間の力をかりながらでも、それと並行しながら徐々にやっていくことができると思います。その辺の計画的にやっていくというお考えは持っていないのかどうかということをお尋ねいたします。

○建設課長（白濱博己君）

　三上地区の計画的な道路整備というふうなお尋ねでございますが、この件につきましては、きのうの請願の件にもありました三上地区、いろいろな請願の採択案件がございます。しかしながら、優先順位というふうなことで考えますと、やはりこの三上地区ではなかろうかと私は考えておるところでございますが、そこの中でも財政的なこともございますが、補助率の高い補助事業で整備ということになると、どうしても防衛の補助になるというふうなことで、今その計画を持っての協議を進めているところでございます。

　この件につきましては、先ほどの排水の件でございました。昨年、排水同意のことで結構問題になりまして、そこの同意につきましては、地元の方の協力によりまして、今後の北側の東西の道路の側溝整備とあわせましたところまで協力するというふうなことで、雨水の水量計算もした上での同意をいただいたということで、区長様には大変御苦労していただいた

と思います。そういったことを含めまして、今後、縦道につきましても、南北への排水路の整備も含めたところでの計画をしていかなければならない問題ではなかろうかと思っております。

今後につきましても、上司と協議しながら、整備に向けて頑張っていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

〇３番（田中静雄君）

どうもありがとうございました。ぜひお願いをしたいと思います。

先ほど来の答弁の中で、一応５メートルというお言葉がございました。私個人の考えではありませんけれども、三上地区の役員の方々も含めてですけれども、これからの道路としては５メートルじゃ狭いんじゃないだろうかと。５メートルの中に、もちろん排水溝も含んでいると思います。そこに電柱が立ったりカーブミラーがついたりすると、車の離合に非常に不便さを感じるということで、６メートルにしてもらえんだろうかという意見もございます。第一、５メートルにしたときに、三上地区には「のらんかい」バス、それとか社会福祉協議会のバス、これは入ってきません。入ってきてくれないです、道路が狭いから。５メートルにするということは、「のらんかい」バスが離合してもらえるんでしょうか。その辺のお考えをお聞きいたします。

〇議長（大川隆城君）

執行部、答弁いかがですか。

〇健康福祉課長（岡　義行君）

「のらんかい」バス、あるいは社会福祉協議会が持っています福祉バスにつきまして、５メートルで離合できるかという問題につきまして、車の全車種が離合できるかと申しますと、それはちょっと不可能かなとは思う点はありますけれども、例えば、軽自動車が来るというような部分につきましてはできるかなと思います。そうした場合に離合、そこを通れるかというと、そのときに現地を踏査してみないとわからないというような状況があると思います。

以上です。

〇３番（田中静雄君）

先ほどの答弁では、現状では測定をしてみなければわからないということですけれども、その辺もかみ合わせて、本当に５メートルでいいのかどうか。やっぱりもうちょっと広くせないかんのじゃないかなと自分では思っていますけれども、御検討をよろしくお願いしたいと思います。

そういうことで、先ほどの答弁の中で、設計図というんですかね、構想図というもの、そういうやつもできているというお話がありました。この辺の設計図ができた段階で、地区住民の、特に地権者の方々への説明は必要ないんでしょうか。その辺をお伺いいたします。

○建設課長（白濱博己君）
　先ほど24年度に概略の設計というふうなことでございましたが、その概略の設計といいますのは、法線なり、それからまた事業費の算定なりというふうなことでございます。詳細の設計といいますか、調査測量設計といいますと、現地で測量をして、そして、道路幅を決めて、道路と拡張部分の民地がどれくらいの面積で相談しなければならないかというところまで含めての調査設計の実施になるかと思います。まだそこまでのところには至っておりません。
　今後につきましては、そういう段階に来たときには、それはぜひとも地区の方々、また、27名の関係地権者、また、地元の役員さん方、評議員さん方がおられますので、全体的な説明は行わなければならないし、ぜひ行わせていただいて進めていかなければならない問題ではなかろうかと思っております。
　以上でございます。
○３番（田中静雄君）
　どうもありがとうございました。正確なといいますかね、設計図ができていないということでございますけれども、そういう設計図ができたときには、ひとつ地区住民、特に地権者の方の説明会をお願いしたいと思います。
　とはいいながら、実際には、一部には既に５メートルということで民間企業のほうでは進んでいる部分があります。だから、できるだけ早くそういう設計図が地区住民に説明できるように、ひとつお計らいをしてもらいたいと思います。
　この項については、このあたりで質問を終わります。
○議長（大川隆城君）
　次に進みます。
　第３番目の項であります子供たちのいじめ問題について、まず第１、子供たちのいじめ、暴力等で目に余る痛ましい事件があるが、本町の小・中学校の現状はどうかという質問に対し、執行部の答弁を求めます。
○教育課長（小野清人君）
　皆さんこんにちは。答弁に入ります前に、一言お礼を申し上げます。
　議員の皆様におかれましては、議会の開会中にもかかわりませず上峰小・中学校の卒業式に参列いただきまして、まことにありがとうございました。お礼申し上げます。
　それでは、答弁に入ります。
　田中議員からの子供たちのいじめ問題についての１項めでございます。去る２月20日、神奈川県川崎市の多摩川河川敷で15歳の少年が事件に巻き込まれたことはまだ記憶に新しいところですが、このような事件を受けて、本町の小・中学校の現状はという質問でございます。
　御存じのとおり、本町には小学校１校、中学校１校であり、児童・生徒数も多数在籍して

おりますので、全学年とも３クラス以上を維持しております。

いじめという事案に関しては、現在、学校現場からの報告は上がってきていません。町教育委員会は校長を通じて学校の現状を把握し、小さなトラブルでも教師が即対応し、いじめと呼ばれるようなことになる前に解決するように心がけさせています。教師が教室内や学校内にアンテナを広げ、目配せをし、雰囲気をつかむように気配りを行っております。また、暴力事案も発生したことはございません。中学校では毎週末に、小学校では月ごとにアンケートをとり、児童・生徒との密な連絡を行っており、上峰小・中学校とも落ちついた雰囲気の学校だと思っております。

以上です。

〇３番（田中静雄君）

先ほどの答弁では、いじめというものはあっていませんという答弁でございましたけれども、一番最初に申し上げたとおり、いじめというのは必ずあるんです。それが学校生活に影響を及ぼしているかいないのかの違いだけだろうと思いますけれども、そういう重大なことになるようなことはないということだろうと思います。私もその辺は正しいんじゃないかと自分では思っています。

一番最初に申し上げたとおり、私は約５年間、中学校の評議員をしておりますけれども、かなり中学校のことについては一般の町民よりもいろんな知識を持っているつもりでございます。それと、孫も今２人とも中学校です。中学校でどういうことがやられているか、何が起きているのかということはかなり知っているつもりでございます。いじめというのはないということなので、それを100％受けまして、結構なことだろうと思います。

大分昔になりますけれども、過去にはいじめが原因で上峰町内でみずから命を絶ったという事件がありました。相当以前のことです。私も時には仏様に参りに行きますけれども、面影の写真が上がっていますけれども、この子供が何でそういう目に遭ったんだろうかなということで目頭が熱くなることがあります。あんまり思い出したくありませんけれども、その子供は小学校４年ぐらいからいじめが続いておりました。それで、実際にそういう事故が起きました。小学校時代から小学校の先生方に連絡というかね、こういうことがあっていると先生に知らせても大して手を打ってくれなかったということらしいです。中学校でも一緒です。そういうことで命を絶ったということです。非常に悲しいことです。

だから、いじめがないからということで安心はしておられません。小さないじめから大きく広がっていく。特に今、スマートフォンはあんまり中学生までは持っていないかもしらんけれども、いじめ方が昔と違って変わってきています。非常にやりにくい世の中になってきております。

中学校の先生たちもいろんな部活動なんかを通じて、生徒たちの間に相当入り込んでいっておられます。相当苦労しておられます。教育委員会の方々も小・中学校の先生たちと一緒

になって学力向上、体力の向上、それから道徳についても精いっぱい頑張ってもらいたいと思います。

この項目については私の考えだけで終わりますけれども、これで終わりたいと思います。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

第２番目の児童・生徒の不登校はないかという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○教育課長（小野清人君）

田中議員からの子供たちのいじめ問題についての２項めでございます。不登校はないかという御質問でございます。

教育委員会では毎月、不登校者についての報告を県教育委員会のほうに行っております。この報告は、不登校による累積欠席日数が30日以上になると数字として上がってまいります。そういう報告を行っている中で、現在、小学校は１名、中学校は１名が不登校という状況になっておりますが、中学校の生徒につきましては、週に何日かは登校していて、累積日数が30日以上になっているので、不登校になっているという状況でございます。小学校については、完全な不登校でございます。

以上です。

○３番（田中静雄君）

先ほどの質問の中で、不登校というのはどの程度が不登校かという規定があるということは一回聞きましたけど、私自身が忘れておりました。どうも失礼しました。

小学校で１名、中学校で１名ということですけれども、中学校は、現時点のことだろうと思いますけれども、もう３年生は卒業しました。１年生、２年生の中に１名おるのかどうか、何が原因なのか、いじめが原因なのか、学業が嫌なのか、先生が嫌いなのか、それとも保護者同士のいざこざに問題があるのかどうか、その辺の内訳はどうでしょうか。お伺いいたします。

○教育課長（小野清人君）

中学生に限定してよろしいんですよね。先ほど申しましたとおりに、上峰小・中学校はいじめはございませんので、いじめでの不登校ではないというふうに考えております。

このお子様につきましては、どう言ったらいいですかね、学校に行く意義というか、どうして行かんばいかんかというふうなことをまず考えられたみたいで、そこに他校の不登校生のグループから勧誘を受けたとか、そういったことを聞いております。

以上です。

○３番（田中静雄君）

私の知る限りでは、その生徒が不登校かどうかは、何日間か欠席したら不登校と、そういう規定があるようですけれども、それに該当するかどうかわかりませんけれども、やっぱり

今度卒業された方の中にも不登校が何人かおられます。それはやっぱりいじめというのは余りないようでございますね、聞いた話ですけど。とにかく学校が嫌だとか、そういうことでだんだん友達づき合いもなくなってくるということで、学校に行かずに佐賀市のほうに行って仲間と一緒に遊ぶと。弁当は持っていかないですね。そういうことであったようでございますけれども、そういうことで、友達が大事なんです。それで、先生方もかなりどうしようかということで、本人はもちろんですけれども、各家庭に入って保護者の方との相談をかなりされております。

そこで、教育委員会として、学校からそういう不登校の生徒がおると、問題児がおりますということで相談を受けられると思いますけれども、そのときの対処というか、教育委員会としてどういう対処をしているのか、教えてもらいたいと思います。

○教育課長（小野清人君）

教育委員会としての対処方法という御質問でございます。

私ども教育委員会としては、予算特別委員会の中でも申し上げましたとおりに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーという県から配置された人員等もございますので、そちらのほうとも協議しながら、特にスクールソーシャルワーカーにつきましては、各家庭に入っていかれまして、親御さん等に、それと、問題があれば警察とか児童相談所とか、そういうところとの連携をしていきながら、本人が登校できる環境づくりをしていくというようなことで対処しております。

以上です。

○３番（田中静雄君）

御答弁ありがとうございました。

本人が登校できるような環境づくりのために各家庭に入って対処しているということだろうと思いますけれども、これは問題が起きてからでは非常に遅いんです。日ごろからそういう生徒の中に入っていって、先生方ともよく会議の場で議論を重ねてもらって、大きな事故にならないように、ひとつ頑張ってもらいたいと思います。そうしないと、もし重大な事故になりますと、最終的には教育長に、町の行政に責任がかかってきます、賠償問題で。そういうことが全国各地で起こっていますので、最後に教育環境の向上のための決意を教育長さんのほうからひとつお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

教育長さんの答弁があったら質問を終わります。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの田中議員のお尋ねにお答えいたします。

教育委員会といたしましては、さきにいじめ等問題行動対策委員会設置条例も作成していただきまして、そしてまた、そういういじめ事案に対しましては即対応できるようにと委員会もつくっていただいております。その前に、大きな事案にならないように、しっかりと学

校及び先ほどのいろんなスクールソーシャルワーカーたちと連携をとりながら、あるいは児童相談所の方や、町には児童民生委員さんたちもおられますので、そういう方々、あるいは駐在所の方々とも連携をとりながらしっかりと対応していくつもりでございます。どうぞ御支援もよろしくお願いしておきます。

○議長（大川隆城君）

以上で３番議員の質問が終わりました。

次に進みます。６番漆原悦子君お願いいたします。

○６番（漆原悦子君）

皆さんこんにちは。６番漆原悦子です。４年ぶりに登壇していますので、大分状況が変わってきていると思いますので、よろしく御答弁のほうをお願いいたします。

通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

１件目は、安全・安心の町づくりについてです。

総務省が2014年７月に発表した2013年住宅・土地統計調査によると、全国の住宅に占める空き家の割合が10月の時点で13.5％、820万戸あり、年々増加しているとあります。

そこで、１つ目は、上峰町内での空き家の現状、対策はどのようになっていますかということです。

２つ目に、少子・高齢化に伴い、ひとり暮らしの方が多くなってきていますが、独居老人等見守り及び緊急時の対応については、どのように取り組みされていますか。

１件目のこの質問については、昨日の７番議員と重なるところもありますが、よろしくお願いいたします。

２件目は、目達原駐屯地ヘリコプター部隊の移設についてです。

佐賀空港に新型輸送機オスプレイ配備計画が打ち出され、あわせて目達原駐屯地のヘリ50機も移されるとなっています。現在、国、県で協議が進められておりますが、我が町でも人口減や防衛関連の交付金、助成金、補助金など町財政への影響が心配されております。町長としての考え、また、行政の取り組みの現状をお聞かせください。

以上、２件の質問は、身近な問題として地域住民の皆様の関心が高いものですので、わかりやすく答弁をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、安全・安心の町づくりについて、その１項目め、空き家対策の現状はという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○住民課副課長（福島敬彦君）

６番漆原議員の御質問に対して、回答させていただきます。

先ほど来、言われましたとおり、昨日、７番井上議員のほうより御質問がありまして、

ちょっと重複する点ございますので、御容赦いただきたいと思います。

平成24年９月現在での軒数でございます、50軒という空き家の軒数を確認しているところでございます。そのうち、非常に状況が悪いというのが５軒という確認を得ております。

今後の取り組みとしましては、やはり空き家バンク制度等を整備していきたいということがまず１点でございます。

それから、国の動向を見ながらと、昨年６月、議会答弁をいたしておりますが、現在、空家対策推進に関する特別措置法の一部が、平成27年２月26日に一部施行されています。

しかしながら、第９条の立入調査、第14条、特定空き家等に関する除去、修繕、立木竹等の伐採、その他生活環境を図るために必要な措置をとる、助言、指導ということができること、第16条におきまして、過料を科すこと。それから、５月の施行を目指しているということでございます。その時点で国もガイドラインを出しまして、判断基準を出す予定ということで聞き及んでいるところでございます。

継続をいたしまして、国の動向を見ながら町の方向性を見出していきたいというふうに考えたいと思います。

以上でございます。

〇６番（漆原悦子君）

昨日お聞きしておりましたので、昨年の９月に区長例会、区長さんたちにお願いをされて調査されたということで50軒ほど空き家があったと。状況が悪いのは、５軒ほどありましたということでした。そこまではいいんです。その後の、この調査を区長様方にお願いされた後、この数字が出てきた後、その後その書類で集計しただけなのか、その後何かをやるために取り組みをするつもりなのか、その辺をちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

〇住民課副課長（福島敬彦君）

漆原議員の質問でございます。

済みません。ちょっと先ほどの答弁で１点訂正をさせていただきます。昨日51軒ということで申しておりまして、申しわけございません。私、50軒というふうに先ほど回答をしております。51軒でございます。よろしく御訂正お願いいたします、失礼いたしました。

ということでございまして、漆原議員の質問でございます。

９月以降には一応、その後の空き家の調査というのは、とりあえず今度の空き家バンクであるとか、特別措置法による今後の条例の整備であるとか、そういったことが今後出てくるということも考慮をしたところで、まだ調査の実態には至っていないというのが現実でございます。

以上でございます。

〇６番（漆原悦子君）

まだ次のステップにまでは行っていないという回答だったと思います。

では、簡単に、ほかの課にも質問をしたいと思います。実際、何かあったときに、町民の一人として、役場にお願いをしたり相談をする場合、現在、総務課が防犯、防災、建設課が管理、住宅管理とかそういうものですね。住民課が環境整備と、今３課が受け持っているわけですよね。そういうその辺で、整合性というのは考えてありますか。

〇町長（武廣勇平君）

ただいま住民課副課長のほうから申し上げました答弁に際しまして、昨日の議論を聞かれていたと思いますが、今現在、条例の整備をするということで、そのための調査といいますか、他市町の規約やら条例整備の中身について調査をしているわけでございますので、ステップに移っていないということではないということで御理解いただきたいと思いますが、この空き家対策につきましては、区長様方に空き家の現状というものを調査していただいて以来、どこが所管をするかということで、現在、住民課で一元化して空き家バンク制度について扱っていくことと取りまとめております。

〇６番（漆原悦子君）

今後は住民課で対応ということでわかりました。（「現在」と呼ぶ者あり）現在ですね、済みません。訂正いたします。

では、昨年になろうかと思いますが、町内で、空き家とまではいきませんが、不審者の方が長期不在のところに入って警察沙汰になったということは、先ほど言った、まだなる前ですので、総務課の担当、それから建設課の担当、住民課の担当の方は御存じだったでしょうか。

〇住民課副課長（福島敬彦君）

済みません。先ほど漆原議員の御質問でございますけど、住民課といたしましては、今現在、当然、空き家の関係で取り組んでいるところではございますが、環境上の問題のことで住民からのいろいろな御指摘等々はいただいております。

しかしながら、先ほど言われたその空き家に対する防犯面という不審者の滞在ということに関しては存じ上げてございません。

以上でございます。

〇総務課長（北島　徹君）

皆さんこんにちは。漆原議員の先ほどのお尋ねでございますが、私どもで把握しているものと同じであれば、屋形原の件かなというふうに思いますが、その件でございましたら、役場のほうに御連絡をいただきまして、不審者ということでございましたので、駐在さんのほうに、もしくは警察のほうにということでお願いをしたというところのいきさつは存じております。

以上でございます。

〇建設課長（白濱博己君）

先ほどの件ですけれども、建設課につきましては、その情報等々につきまして入ってきたかもわかりませんが、私たちのほうにもちょっと承知しておりませんで、その件につきましては存じないというところで、申しわけございませんが、以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

その件につきましては、空き家の調査の実態を区長様方に調査していただいたことの効果からだと思いますけれども、区長様から直接私に電話があり、進捗状況についてつぶさに連絡をいただいておりました。その対応につきましても、警察等関連機関への連絡も、情報を密にしながら対応してきたところでございます。

○６番（漆原悦子君）

空き家については、本当にいらっしゃらない空き家と、今からは高齢化が進んで独居老人さんが多いので、長期入院をされたりということで不在なところも多いわけなんですよ。だから、空き家対策は空き家対策として、国の特別措置法が通りましたので随時、整備をされていくだろうとは思います。そして、空き家バンク制度で、町としても整備をずっとやってくださるものと思っておりますけれども、そういう部分もありますので、今回、空き家の放置されているというのは結局、固定資産税の問題で多分放置されているのかなと思ったりもしていたんですけれども、やっぱり危険なことが多いですよね。

私も、我が家の裏がずっと子供が小さいころ、ちょっとまだまだ建てかわる前に子供のたまり場になっていたことがあったんですよ。一番怖かったのがやっぱり火遊び、放火ですね。もうその辺がとにかく火事が怖くてですね、情報をとって何とかしてくださいとお願いしたこともあったんですが、空き家になると、先ほど言われたようになかなか入り込めない、所有者の個人の財産であるのでなかなか入っていけないと思いますので、やはりその辺しっかりと、大変でしょうけれども、役場のほうでいろいろ調べられて住民生活に支障のないように御協力をしていただければなと思っております。

今度、住民課は環境美化が、防犯面は今までやっていらっしゃらなかったということなんで、１つ仕事がふえるような格好になろうかと思いますけれども、大変でしょうけれども、よろしくお願いをしておきます。そういう面で、ここの空き家対策を安全・安心というところに持ってまいりましたので、よろしくお願いをいたします。

次の項に進まれて結構です。よろしくお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

第２番目の項目であります独居老人等見守り及び緊急時の対応はという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（岡　義行君）

私より、漆原議員さんの質問事項の１、安全・安心な町づくりについて、要旨の２、独居

老人等見守り及び緊急時の対応についてということでの御答弁をさせていただきます。
昨日からの議員さんの一般質問の答弁と重なる部分はあるかと思いますけれども、答弁いたします。
まず、ひとり暮らしなどの高齢者への施策といたしましては、緊急通報システムの設置ということがあります。これは、現在35名の方が利用をされておられます。
また、社会福祉協議会に委託しております配食サービス、これにつきましては本人さんの安否を確認しながらのサービスでありまして、こちらのほうも35名の方が利用をされております。
そのほか、独居老人等の見守りにつきましては、各地区におられます民生児童委員さんによる老人宅の訪問、あるいは社会福祉協議会にあります地域包括支援センターの職員によります訪問などがあります。
町としまして、その高齢者等につきましては、災害時の緊急時につきまして、要援護者台帳に登録されている場合につきましては、緊急連絡先や地域の方の協力員等の方に連絡をし、対応をしております。
なお、現在の登録者数なんですけれども、205人が登録されておりまして、ひとり暮らしの方が134名、高齢者のみの世帯が42名、同居の方が29名おられます。
なお、町内の独居老人の人数といたしましては、平成27年２月現在で355名、高齢者のみの世帯としましては293世帯があります。
高齢者の対応につきましては、健康福祉課、あるいは社会福祉協議会を含めましたところの地域包括支援センター、地区の区長さん、あるいは民生児童委員さんたちと連携協力しながら対処をしていかなければならないということで思っております。
以上で、漆原議員さんの質問の答弁とさせていただきます。

○６番（漆原悦子君）

今、答弁の中に、緊急通報システム装置ですね、これが35名の方が利用されており、警備会社と連携をされているものと思っております。では、この緊急通報システムの件でお尋ねをいたします。
吉野ヶ里町とか基山町は、この緊急通報システムについては無料となっていますけれども、我が町は、幾らかのお金はとってあるのではないかなと思うんですが、この辺は町の考え方だろうと思うんですが、どうしても高齢者の人たち、あちこちのつながりの中で、あそこはただなのに何でうちは払わないかんねとか、いろんな話が出てくるわけですよ。そういう部分でうちの設置基準、高齢者が多いにもかかわらず35名、本当の寝たきりとかそういう方だけなのか、ちょっとその辺を教えていただけますか。

○健康福祉課長（岡　義行君）

まず、この緊急通報システムにつきましての対象者なんですけれども、おおむね65歳以上

のひとり暮らしの高齢者で、身体虚弱のために緊急時に機敏に行動することが困難であると認められる者、それとか、ひとり暮らしの重度障害者で緊急時に行動することが困難であると認められる者、あるいは、ひとり暮らしの者で激しい発作や意識を失う等の症状により、突発的に生命にかかわる危険な状態に陥るおそれのある者、あるいは同居者がいても緊急時に機敏に行動することが困難である者というふうな方が対象になっております。

経費の面なんですけれども、経費につきましては、その設置する費用が利用者の負担ということになっております。あとの使用料、あるいは撤去の費用、あるいは警備会社の委託料というのは町の負担ということで、現在のところ、設置者の費用としましては8,640円というのが利用者の負担ということになっております。

以上で答弁を終わります。

○６番（漆原悦子君）

この緊急通報システムなんですけれども、同居者がいた場合は緊急に発作を起こしたり何かのときは、いる方がボタンを押すことはできると思うんですよ。ただし、本当にこういう機敏に行動ができない方ってなっていますよね。その場合、そういう事態に発生したときに、果たしてそれができるだろうかって心配される方もいらっしゃるわけですよね。そういう部分で設置されている人が少ないのではないのかなという気もするんですけれども、と同時に設置料が高いと。後を考えたらと言われるかもしれませんけれど、今、近隣でやはりどうしても転居するにしても、いろんなところをみんな調べてから動かれる方が今一番多いものですから、そういうのをよく耳にするわけです。これの利用料を少し下げるとか、そういうのは、考えられたことはありますでしょうか。

○健康福祉課長（岡　義行君）

利用料ということで、よその市町は利用者の設置費というのがないところもあるというようなことを今お聞きしましたけれども、今までそういうふうな設置費につきましては考慮したというのはないんですけれども、今後、そういうふうな周りの市町のことを考慮しながら、その点も含めまして、検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○６番（漆原悦子君）

この件の設置費につきましては、検討をよろしくお願いいたします。

次に、要援護者登録者が205名、それで、地域の協力員さんが135名いらっしゃると。これは災害のときということに限定されているようなんですけれども、民生委員さんたちが今、地区を回っていらっしゃいますよね、独居老人さんとかずっといろんなところをですね。そういう場合で、独居老人さんがメーンですけれども、回っていらっしゃいますけれども、大体、月に何回ぐらい訪問は、お願いをされているのか、民生委員さんの自主に任せられているのか、最低１回行きなさいよと言われているのか、その辺の基準があったらちょっと教え

ていただけますか。

○健康福祉課長（岡　義行君）

ただいまの訪問の、例えば月の数とかという部分については、明確な基準等はありませんけれども、基本的には、月１回ぐらいの訪問ということでは思っております。ただ、それを必ずというような明確な基準等には設けてはおりません。あとは個人、個人の自主的な活動ということでお願いしているというところでございます。

以上です。

○６番（漆原悦子君）

今、でき得ればということですね、月１回程度は訪問をしていただきたいと、高齢者宅をですね。

というこの質問をしたいきさつは、実は民生委員さんを、要支援とかそういう介護の支援を受けていらっしゃる方なんですが、全く知らないという方がいらっしゃった。家族の方も、全く知らないと、一体どうなっているんですかっていうふうな質問をされたことがありました。何ばしよんしゃっとですかと言われたので、私も状況は知っていますので、ずっと説明はして了解はいただいたんですけれども、民生委員さんは物すごく仕事が多くて、なってくださる方もなかなかいらっしゃらないほど、大変なお仕事だとはわかっておりますけれども、何とかその御家族の方と会う手段、せめて全くその任期中に会ったことがないよと言われるのは、いかがなものかなというふうなことをどうしても言っていただきたいということがありましたので、この緊急時も含めてちょっと質問をしたわけなんですが。

民生委員さんだけにかかわらず、先ほどの要援護者の登録、これ災害時と言われましたけれども、何かあったら気がけてくださいねというのは、やはり私たち民生委員さんとお会いする中で、見といてねというふうな格好で言われるときは、わかりましたと言うんですが、絶対毎日見とってねと言われると、幾らお隣とかすぐ隣であっても、なかなか見ることができない部分もあるわけなんですけれども、常時外に出ていらっしゃるとか、何かをしていらっしゃるというふうな状況のわかる方は、きょうちょっと見ないよとか、いろんなことができるかなと思うんですけれども、せっかくここで地域協力員さんが135名いらっしゃいますよね。さっき205名の登録に関して135名、いらっしゃいますね。ということは、こういう人たちは、いいですよって言われたということは意外と家にいらっしゃる方とか、ちょっと時間に余裕のある方が受けていらっしゃる人が多いのではないのかなという感じがするんですよね。毎日仕事に行っていたら、そういうのはやっぱり、いや、ちょっと見られませんと言われそうな気がするんですよ。

昨日から話があっているように、いろんな見守りとかなんかはサポーター養成をしながらでも、地域での見守りにつなげていきたいというふうなお話をしていらっしゃいましたけれども、そういう部分で活用することはできないものなのか、それが１つですね。

それと独居老人さんが355名いらっしゃって、高齢者の世帯がそのうちだろうと思うんですけれども、293世帯ですね。そして、要援護者の登録が205名ということは約150名からの方が結構ですよと、世話にならんでよかよというふうな状況であろうかと思うんですよ。

やはり今、個人情報とかいろんなことで踏み込めない部分ってたくさんあると思うんですけれども、私たちが地域で生活していて、登録をしてある方はいいんですけど、していらっしゃらない方というのは、やっぱり地域とのコミュニケーションもなかなかとれない方もいらっしゃるんではないのかなと思うんですよね。そういう方をいかに周りの人たちとコミュニケーションをとらせるための手段として、どういうことをやればいいかと考えるときに、なかなか、先ほど見せましたけど乗らんかいバスですね、あれが通りませんよとか、おたっしゃ館に行くにしても、足がないよとか、いや、もう出るのは面倒くさいからとか、いろんな話も出てくるわけなんですよね。

そこで、この人たちを引っ張り出すとか、要支援の登録をお願いするというのは、ただ、最初にお願いして、もうそこで今205人ですけど、あとずっと広げていって人数をやっていくつもりなのかどうなのか、その辺を教えてください。

〇健康福祉課長（岡　義行君）

まず、１つが協力員さんということでの部分なんですけれども、要援護者登録数が205名、ひとり暮らしの方が134名ということで、協力員さんにつきましては、全部で196名ということで登録はされております。

この協力員さんの登録というのは、災害時の緊急時につきまして、その要援護者の方につきまして、例えば、そういうふうな施設まで送っていくとか、あるいは声をかけるとかというような協力員さんというようなところでありまして、そういう災害時につきましては区長さん、あるいは民生委員さんなどにつきましてはいろいろ他の行事等で、そのときはいろいろの多忙なときと思われますので、一応協力員さんということで登録をしております。

また現在、登録をされていない独居老人の方の数でいきますと、355名の方が独居老人ということで、そのうち登録者が、ひとり暮らしの方が134名ということで200名強、独居老人の方が登録されていないということになりますけれども、その方々につきましては、やはり今は65歳以上の方につきましても元気な方というのもいらっしゃいます。そういう方は登録はしなくてもいいよというようなことでの、未登録ということになっております。

高齢者のみの世帯というのは、夫婦とも高齢者というような世帯での高齢者のみの世帯ということになります。

また、民生委員さんを全く知らないということで、基本的に民生委員さんの老人宅の訪問というのは、そういうふうな独居老人の方、あるいは高齢者のみの世帯の方、あるいはそういうふうな、例えば、機敏に動けない弱い方というようなところでありまして、直接聞いたことはないんですけれども、そういうふうな元気な家族がいらっしゃるところの家庭のそう

いうふうな老人の方というのが、訪問されているかどうかというのはちょっとわかりませんけれども、そういうふうな家族の方に、支えながら高齢者の方がいらっしゃるというようなところは多分そこまで訪問されていないかなと思われます。

以上です。

○６番（漆原悦子君）

先ほどのお話があった方はデイとか、いろんなところにも行ってありますし、ひとり暮らしの方でございます。家族の方は時々来て、支援をする、お世話をしていらっしゃるぐらいです。

結局は、そういうふうな方たちとは時間が合わなくて会えないだろうとは思うんですけれども、いついつ伺いましたとか、メモ１枚あると、ちょっとその辺が変わってくるのかなとは思っておりますので、今後の対応のときに、よろしくお願いをしておきます。一応話はしておりますのでいいだろうと思うんですが、相当強い口調で言われましたので、よろしくお願いいたします。

それから、先ほどから、ずっと民生委員さんに触れているわけなんですが、情報共有とか行政と一緒にしたりとか、本当に民生委員さんのお仕事は忙しいんですよね。本当に気の毒になるくらい大変な仕事なんですが、地域住民として、いろんなことがまだやれる人がたくさんいらっしゃると思うんですよ。

実は、先ほどの緊急装置のことをずっと調べたりいろいろする中で、佐賀県内で、愛の一声運動ということで独居老人さんのお家に行ったり、高齢者さんだけのお家に行ったりして、お話をしに行くことをやったりしている地区もあります。そういうのをうまく利用されると、民生委員さん１人の負担にかかわらず、情報がとれるのではないのかなと。だから、地域の民生委員とうまく連携されたり、やられたらいいのではないのかなと思っております。

実は上峰町にも、慶弔ボランティアというのが今までありませんでした。昨年講習を受けて、やっと立ち上げを始めたところですが、そういう中で佐賀市が今一番メーンで、社会福祉協議会と一緒になって動いていらっしゃるんですが、施設だけに行ってお話を聞くのは、もうそろそろ、定員があったり、同じことの繰り返しですので、その辺じゃなくって、地域のほうに出向いて、自分たちで支えられるところは支えるような取り組みをということでやっていらっしゃるようです。

やはりそこに、その方とお会いするためには、どうしても、直接行ったからって知らない人が行ったら大変ですから、もちろん名札を持っていらっしゃいますし、取扱窓口が社会福祉協議会であったり、そういう包括センターであったり、そういうところを通してやってあるみたいです。だから、もしよければ、元気な方たちのボランティアさんをうまく使ったり、そういう方を養成したりしてやられると、少しは軽減が、民生委員さんの軽減も出てくるのかなという気はちょっとしたんですけれども、そういう取り組みもされてはいかがなもので

しょうかということでした。

やはり私たち取り組んで最初は、初めて面談しても何もしゃべられません。ただ会っただけ、黙って根気強く30分、１時間ですね。大体最高１時間ですので、黙ってそばにいるわけですよ。回を重ねるごとに、あら、また来たねとか、なし来んやったねとか自然といろんな話になって、徐々にお話をされる。それが高齢者の人ではないのかなと、やはり警戒心もお強いでしょうし、いろんな面でですね。だから、先ほどから岡課長もきのうは言われていましたように、いろんなサポーター養成に力を入れて、そういうものを地域におろしていくと、地域住民の力で住みよい町づくりができようかと思いますので、そういうのをよかったら検討をしていただきたいなとは思っております。その辺の検討はいかがなものでしょうか。

〇町長（武廣勇平君）

現在、町の福祉計画を策定、最終段階まで来ております。健康づくり等、見守りも兼ねて、または独居老人の方々が地域にかかわる上で、各地域に出前で事業をおこしていくということは大切なことだという視点から、これは社会福祉協議会の事業になりますので、答弁範囲になりませんから、いろいろと社会福祉協議会では取り組んでおります。

町は、今後は、介護保険事業が市町村の移管事業というふうになるタイミングに合わせて計画をしていこうということで、方向性を定めております。

鳥栖広域圏内におきましては、平成29年度から市町村事業については、町単独事業というふうになるような流れに今のところはなっておりますので、それが１つのタイミング、きっかけにはなるかなというところで考えております。

これまで介護保険事業で、医療機関のデイサービス等で行われている転倒骨折予防事業であったりするものが、各種文化団体の事業と重なっていることで、文化団体としてもそうした活動を望む声を聞いたことがございました。そうした団体と連携しながら、もしお許しをいただければ町の任意事業なのか、介護保険を適用した事業として位置づけるのかは別として、そうした文化団体サークル等を活用しながら各地域で健康づくり、また、福祉の政策をつくっていければというふうに考えているところでございます。

〇６番（漆原悦子君）

前向きに平成29年度から単独事業が始まるということですので、それまでの間、できるだけ住みなれた場所で、健康で生き生きとした生活や人生を営むことができますように、地域の住民の人と一緒になって生活をしてもらえたらとは思っております。

それで緊急連絡先という、先ほどの緊急通報、一緒ですけれども、緊急連絡のときに高齢の人にちょっと聞くじゃないですか。何かあったら、誰に連絡するって言うと、どうしても娘とか息子とか、要するに自分の兄弟と言われて、そして、その辺ぐらいで、やっと地域の人って出てくるわけですよね。役場とかケアの、そういう今やっている包括センターの係の人とかはなかなか余り聞かないんですよ。

だから、どうしても先ほどから言っているように、地域の人とのコミュニケーションをしっかりとっていったほうが、これからはすごくうまく流れていくのかなというのを感じておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それと緊急通報の装置の話をしましたけど、そちらのほうは前向きに考えていただけるということなんでしたが、触れていませんでしたが、高齢者がふえる中で、認知症もふえてきますよね。そういう中で、外に行ってわからなくなったとか、いろんなことがあった場合、一つの事例なんですが、東京の大田区だったと思うんですけれども、キーホルダーを皆さんに登録してもらって、そこには、いろんなことを何も書かないと、一切ですね。その人の個人番号と、地域包括支援センターの電話番号だけしか書いていないという状態で、何かあったら誰が見てもそこに連絡がとれるように運営されているところがあるそうです。

だから、そういう部分も含めて検討をしていってもらいたいなと思っていますが、その辺、余りお金がかからなくて、地域の人が協力して、認知症の人だから多分、どうかしたら捨てたりとかなるかもしれません。だけど結構、高齢者になると、つえをついたりとかいろいろされるので、そういうところにくっつけるとか、いろんな手段はあろうかと思いますので、そういう検討もしていただければなと思いますけれども、今後ですよ、今先ほど町長さんが言われましたように、単独で市町村事業になると。そこまでに行く間に今やっている事業のほかで、健康福祉のほうでサポーター養成は言われましたけれども、それ以外で、何か取り組もうと思っていらっしゃることはありますでしょうか。

〇健康福祉課長（岡　義行君）

認知症対策というようなことで、昨日から話が出ているんですけれども、確実に高齢者もふえてまいりますし、それに伴いまして認知症の方もふえてくると思われます。

昨日も申し上げたとおり、サポーターの養成講座というのを毎年やっているんですけれども、今年度は、そのサポーターの養成講座も、子どもたちにその養成講座をということで、小学校の先生と連携をしながら、今度は、子どもたちにそのサポーターの養成講座をやる予定でおります。

認知症の方につきましては、一番いいのは老人クラブさんが、ことしもなんですけれども、来年度もなんですけれども、各地区で出向きましたきずなサロンとか、あるいはおたっしゃ館でやっています介護予防事業とか、そういうふうなものに、そういうふうな高齢者の方が参加してもらう、来てもらうというのが、一番認知症を予防する上でも大切な部分ではないかなと思っておりますので、できるだけそういうふうな事業、あるいは教室等に参加できるような体制で臨んでいきたいと思います。

以上です。

〇６番（漆原悦子君）

民生委員さんのところまでちょっと入ってしまいましたけど、緊急通報システム、それか

ら愛の一声運動、それから、認知症とか幅広くちょっとお願いをたくさんしてしまいましたけれども、これからどんどん高齢化になっていきますので、地域で住みやすくなるように、地域の人を巻き込んでのそういう政策をやっていってください。

そして、子どもたちを巻き込んでの認知症サポーター養成講座というのは、早くからそういうことに触れさせていれば逃げることもなく、素直にすっと入っていけると思いますので、よろしくお願いします。

それと、きずなサロンとか介護予防事業に来ていただきたいと言われるんですけれども、なかなか足がないとか、１人では行きたくない、どうしてもそういう高齢者の独居の人になると特に、誘っても、いや、もうよかとか、前日までは行くと言っていらっしゃるんだけど、当日の朝呼びに行くと、やっぱりちょっとよかねとか言われるようなことも多いわけなんですね。もう十分御承知だろうとは思うんですけれども。その辺でやっぱり、なるべく出向けるような体制とか、それも地域の人と一緒に行くとか必ず１人の――私が１人いたとしたら必ず二、三人お友達は絶対要ると思うんですよ、ちょっと言えたり用を頼めるような人は必ず要ると思いますので、その辺をずっと把握しながらそういう方が動けるような、そして、元気になるような施策を考えていっていただきたいと思います。

よろしくお願いをしておきます。これでいいです。

○議長（大川隆城君）

お諮りをいたします。６番議員の一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、４時５分まで休憩いたします。

午後３時51分　休憩

午後４時４分　再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

６番議員の第２番目の項であります目達原駐屯地ヘリ部隊移設について、町長の考え及び行政の取り組みはという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（髙島浩介君）

私のほうからは、漆原議員の質問事項２、目達原駐屯地ヘリ部隊移設についての質問要旨１、町長の考え及び行政の取り組みはという御質問にお答えをいたします。

私のほうからは、目達原駐屯地ヘリ部隊移設に関します行政の取り組みということで現在の状況の調査、また、確認のために九州防衛局の窓口のほうになっております防衛省佐賀県

連絡調整事務所、こちらのほうを２月23日に訪問いたしましてお話を聞いてきております。その内容につきまして、御報告をさせていただきたいと思います。

この際の協議内容の趣旨といたしましては、まず、国のほうとしましては佐賀空港へのオスプレイ配備の問題がまず第一番ということで、佐賀県、佐賀市の了解を受けまして佐賀空港の使用のめどが立たなければ、その次の段階であります目達原駐屯地のヘリ部隊移設については進んでいかないということで、現状では明確な移転時期、また、補助金等についての回答はできないというようなお話でございました。

また、佐賀県知事のほうもかわられまして、この問題につきましては、白紙の立場であり、前知事の判断を踏襲するつもりはないということでの認識を示されておりまして、国に対して、現在、全体計画を示すように要請をされているということでございます。

現時点では、ヘリ部隊の移転に伴います交付金や補助金の動向、また、住民税等への影響も考えられますため、隊員の移転等についても、官舎の建設を含めまして、具体的に回答できる状態ではないというようなお話でございました。

現状につきましては、県内で同じ立場にあります吉野ヶ里町のほうと情報交換等を行っておりまして、相互に連携をいたしまして状況に応じて適切に対処していくことが必要かと思っております。

以上で、私のほうからの答弁を終わります。

○副町長（八谷伸治君）

皆さんこんにちは。私のほうから、漆原議員の目達原駐屯地ヘリ部隊移設についての町の基本的な考え方、そういったものを答弁させていただきたいと思います。

実際上、町がまずどういう立場で判断するかということがございます。

町の立場は２つあると思うんです。１つが住民生活の安全を守る立場、平穏な暮らしを守る立場があります。そしてもう１つは、国が責任を持って行う安全保障政策には、地方公共団体は協力する責務があるという立場です。

憲法13条におきましては「すべて国民は、個人として尊重される。」の文言に続いて、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。」と規定しています。自由権である幸福追求権が全ての個人に認められているわけでございます。

また、憲法第25条では「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」の文言に続いて、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定しています。社会権である生存権というものでございます。環境権とは、快適な環境で健康に生活するための権利であり、新しい人権として、憲法13条の幸福追求権や憲法25条の生存権を間接的に根拠としているとみなされています。

憲法の精神を反映した個別の法令に基づいて行政運営をしている以上、基本的には、住民の安全や平穏な暮らしを守る立場を考え、安全保障について、協力を考えることが町の務めであると考えています。

国は、本来、公共の利益となる事業については、民法上の手段だけではその事業の目的を達するのが困難な場合においては、私人の財産権を強制的に取得する土地収用法というような公権力を行使することができます。しかしながら、それができないのは、やはり先ほど申しました考え方があるからだと考えております。

また、自衛隊ヘリ移設については、その影響は、現時点でははっきりしないところが余りにも多過ぎます。情報が少な過ぎる中ではっきりとわかっているのは、騒音軽減はこれまで本町が長らく要望してきた事項であるという事実でありまして、これは防衛省にも確認してきたところでございます。

さらに、財政的な面等の影響についても尋ねてきているわけでございますが、目達原駐屯地につきましては、九州補給処の機能は残り、西部方面後方支援隊等の部隊は引き続き存続することは確認した上で、影響についてはないともあるとも現時点では不明確と答えられるに終始しておられます。

基本的に私どもが急いでいるわけではありませんし、国、県等の動向を見ながらという部分もありますので、私どもがいつまでにお答えをいただかないと困るというようなことではございませんので、催促するのもいかがなものではないかなというふうな思いを持っております。

しかしながら、議会等で全くわかりません、知りませんというばかりを言うわけにもいかないだろうと思っているために、できる限り私どもが議会で答弁できるような材料をそろえておこうと努力はしているのですが、返事をしてほしいなと思っていることについての答えが不明瞭、不明確、そういったものとなっております。そういったところが正直なところでございます。

私からは以上でございます。

○６番（漆原悦子君）

この件については、言われることはごもっともだと思っております。ですが、町民の皆様の立場からすると、すごく心配で不安なことなんですよね。と同時に、新聞に載るのがほとんどお隣の吉野ヶ里町のことで載ってきます。上峰町がアプローチしたとか、どうしたというのが新聞にも載ったこともありません。

そういうことで、いろんな話をする中で、もう吉野ヶ里町なんかでは既に早くに対策委員会を立ち上げられて検討をされて、70,000千円だ、80,000千円というふうに影響があるんだということが言われたみたいで、そういうのも町民さんも大体ある程度の方が知っていらっしゃるようなんですよね。

じゃ、うちはというと、うちも同じように、駐屯地の中を一緒に２つに分かれていますから、いろんな助成金をもらったり、交付金をもらったりしているわけなんですが、上峰町のことは全くわからない。

ただ、自衛隊官舎が３棟あります。あそこがいなくなったらどうなるんだろうとか、じゃ、なくなったら、人口増のための誘致をされるのかと。

私個人としては正直言って、隊員さんたちは、官舎に入れなくってわざわざ目達原の方は久留米とか、遠いところから通ってきていらっしゃる方もたくさんいらっしゃるんですよ。私たちがかかわっているときは、お家がありませんかっていうふうな格好で、紹介してくださいということもあったんですが、現在少し空き家も目立っています、官舎のところもですね。外装の塗りかえとかいろいろあったときに出られたままなのかなと思っているんですけれども、そういうふうなことがあったりすると、一番収入源としてよく言われていたのは、ブリヂストンと自衛隊がどうかあったら上峰は大変だよねってよく言われていました、周りからですね。そういう中で、きちんとしたお金が入るところ、所得税も入るし、そういうところが何かあると聞いた場合、町民のほうとしては、すごく不安なんですよ。

だから、多分回答は無理だろうと思いながらも、そういうふうにして、住民の方にお知らせするがゆえに質問をしなくてはいけないというふうなことなんですね。じゃ、皆さんがすごくそれを、話の中では出てきます。どんくらい上がるっちゃろうかとか、どうなるとねと。確かに国、県の動向ですから何とも言えませんけれど、でき得るだけ状況、今の現状、不安ばかりを駆り立ててはいけないとは思うんですけれども、昨日からもずっと質問があっているように、人口増にするためにはどうするかとか、いろんなのがずっとまとまってくれば不安もなかろうと思うんですが、今、ぼんと言われたときに、やっぱり佐賀空港の基地を移駐するとしたら700人ぐらいは動くだろうと、全体的にですね。目達原からだけではありません。だけども、そういうのだけはちゃんと情報としておりてきているので、すごく心配してあるのは事実なんですよ。

だから、でき得れば、つい最近は、12月に吉野ヶ里町が質問したのがやっと回答が来ましたよということで新聞に載っておりましたけれども、そういうふうにして何らかでそういう部分でしか情報をとることが私たち、住民の人たちはできないわけですね。

だから、その辺をこうやって訪問したりなんかをされるんであれば、議会のほうにも――私は今までいませんでしたから、ちょっとわかりませんけれども、状況をお知らせして不安のないように、心がけをしていただければなということで質問をしたところです。

今の状況が大体わかりましたし、新聞にもつい二、三日前でしたかね、１週間もならないかと思うんですが、新聞にも載っておりましたし、状況は多分多くの方はわかられたんじゃないのかなと思いますが、影響調査はしますよとか、議会だよりにも去年出ましたよね、９月に１回出て、しますよって。12月は、いや、協議の進捗は何も変わっていませんよという

ふうな格好ですよね。立ち上げました、何も変わっていません、ただ、それだけなので、なかなか見えないところもあったので、実はこういうふうな質問をしたところです。

　だから、この分に関しては、いろいろ言うつもりはありませんが、住民の方たちの不安解消のためにも、わかる限りの情報は、いち早く何らかの手段で流していただきたいなということがありましたので、よろしくお願いをしておきます。回答だけ下さい。

○企画課長（髙島浩介君）

　先ほどの御指摘のとおり、今のところ、新聞のほうも吉野ヶ里町の内容として、３月13日に佐賀新聞のほうに「目達原駐屯地の運用、防衛局回答避ける」というような見出しで出ておったところでございます。

　私どもも今御報告したように、ちょっと向こうのほうもお訪ねしまして、とにかく現時点では佐賀県と佐賀市の了解を得て、それから先の話ですよというところで、一番うちの知りたい補助金等についても何ら情報が得られていないという状況でございます。

　先般の議会から、何回かずっと質問を続けてされておるところで、私どももそこら辺の事情のほうも防衛局あたりにも伝えてお話をしておりますが、現状、防衛局のほうも直接尋ねてくるとか、そういうのはまだ現時点では早いんじゃないですかというような、ちょっとイメージでも言われております。

　それで、現時点でポータルサイト――うちのホームページのほうでございますが、そちらのほうに、今、ヘリ隊の移転について随時掲載をしていっております。今回の議会等でも御質問があった内容についても、ここら辺の中にずっと随時できる限り、情報として載せられる分は載せていきたいと思っております。

　私からは以上でございます。

○６番（漆原悦子君）

　じゃ、最後にできたらでいいんですが、皆さんとにかく心配してあるので、細かくは載せる必要はないと思うんですが、国からいただいている交付金とか、隊員さんたちの所得税とか、源泉とか来ますよね、大体固定して。もしそういうふうになったら吉野ヶ里町が70,000千円とか80,000千円と出ていますよね。そういうのに換算すると、私は大体わかりますけど、そういうのを答えてもらえますかね、大体で結構です。このくらいの影響はあるよぐらいは出せるんであれば出してほしいかなと。

　それと、せっかく自衛隊がそこにあるんですから補助金をたくさんもらって、町の財政のほうも助かろうかと思いますので、そちらのほうで、いろんな整備とかいろんなことを取り組んでいただきたいということをお願いして終わりますので、もし答えられるんであれば、その辺をお願いしたいと思います。

○副町長（八谷伸治君）

　先ほど漆原議員から御質問のあった税収の落ち込み等についてのことでございますけれど

も、実は同じ質問を九州防衛局に問い合わせをいたしましたところ、当該ヘリコプター部隊の本町の在住団員の具体的な人数につきましては、安全保障上、防衛機密情報となっており答えられないというふうな回答を受けておりまして、また、その隊員の方の家族についても、ちょっと今のところ把握は困難でございます。どうぞ事情をお察しくださいませ。

よろしくお願いいたします。

〇６番（漆原悦子君）

じゃ、最後に、私も自衛隊に関係したお世話をやっていますので、情報は逐次、大分いただいておりますからわかっておりますので、いろいろ言いませんけれども、いろんなことがわかったら、先ほどポータルサイトって言われましたけれども、いろんな手段で町民の方の不安を取り除くためにも、いち早く広報をしてくださいということをお願いして、終わりたいと思います。

よろしくお願いしておきます。

〇議長（大川隆城君）

以上で６番漆原議員の一般質問が終わりました。

一般質問の途中ではございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後４時23分　散会